

公立大学法人三重県立看護大学自己点検評価委員会規程

平成 26 年 3 月 17 日

規 程 第 9 5 号

[沿革] 平成 28 年 3 月 23 日一部改正

平成 30 年 3 月 13 日規程第 9 号一部改正

平成 31 年 3 月 20 日規程第 5 号一部改正

令和 2 年 3 月 18 日規程第 3 号一部改正

令和 3 年 3 月 17 日規程第 2 号一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人三重県立看護大学組織規程第 29 条第 2 項の規定に基づき、自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）について定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 内部質保証の推進に関すること。
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画の策定に関すること。
- (3) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (4) 外部評価の受審に関すること。
- (5) その他委員会にかかる重要事項及び委員会が必要と認めた事項

(構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に定める委員により構成する。

- (1) 理事長（学長）
- (2) 副理事長（事務局長）
- (3) 教学研究担当理事（学部長）
- (4) 企画情報担当理事（メディアコミュニケーションセンター長）
- (5) 地域貢献担当理事（地域交流センター長）
- (6) 事務局副局長、企画監及び各課長
- (7) その他必要に応じて理事長が選任した者

(会議)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員長は、前条第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところ

による。

- 6 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

公立大学法人三重県立看護大学企画運営会議規程

平成21年4月1日

規程第46号

[沿革]平成28年3月23日一部改正

平成30年3月13日一部改正

令和2年3月18日規程第3号一部改正

令和3年3月17日規程第2号一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人三重県立看護大学組織規程第28条第2項の規定に基づき、企画運営会議に関する必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 企画運営会議は、理事長（学長）、副理事長（事務局長）、教学研究担当理事（学部長）、企画情報担当理事（メディアコミュニケーションセンター長）、地域貢献担当理事（地域交流センター長）、事務局副局長、企画監及び事務局各課長をもって構成する。ただし、理事長は、必要があると認めるときは、教職員を構成員に加えることができる。

2 理事長は、前項の構成員以外の教職員を企画運営会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(審議事項)

第3条 企画運営会議は、理事長及び学長の補佐機関として、次の事項を協議、調整する。

- (1) 法人及び大学の重要課題についての協議
- (2) 教授会及び研究科委員会へ提案する議題の調整
- (3) 緊急事態における大学の応急処理策の決定
- (4) その他法人及び大学の運営に必要な事項

(会議)

第4条 企画運営会議は、理事長が招集し、運営する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、企画運営会議の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年4月4日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

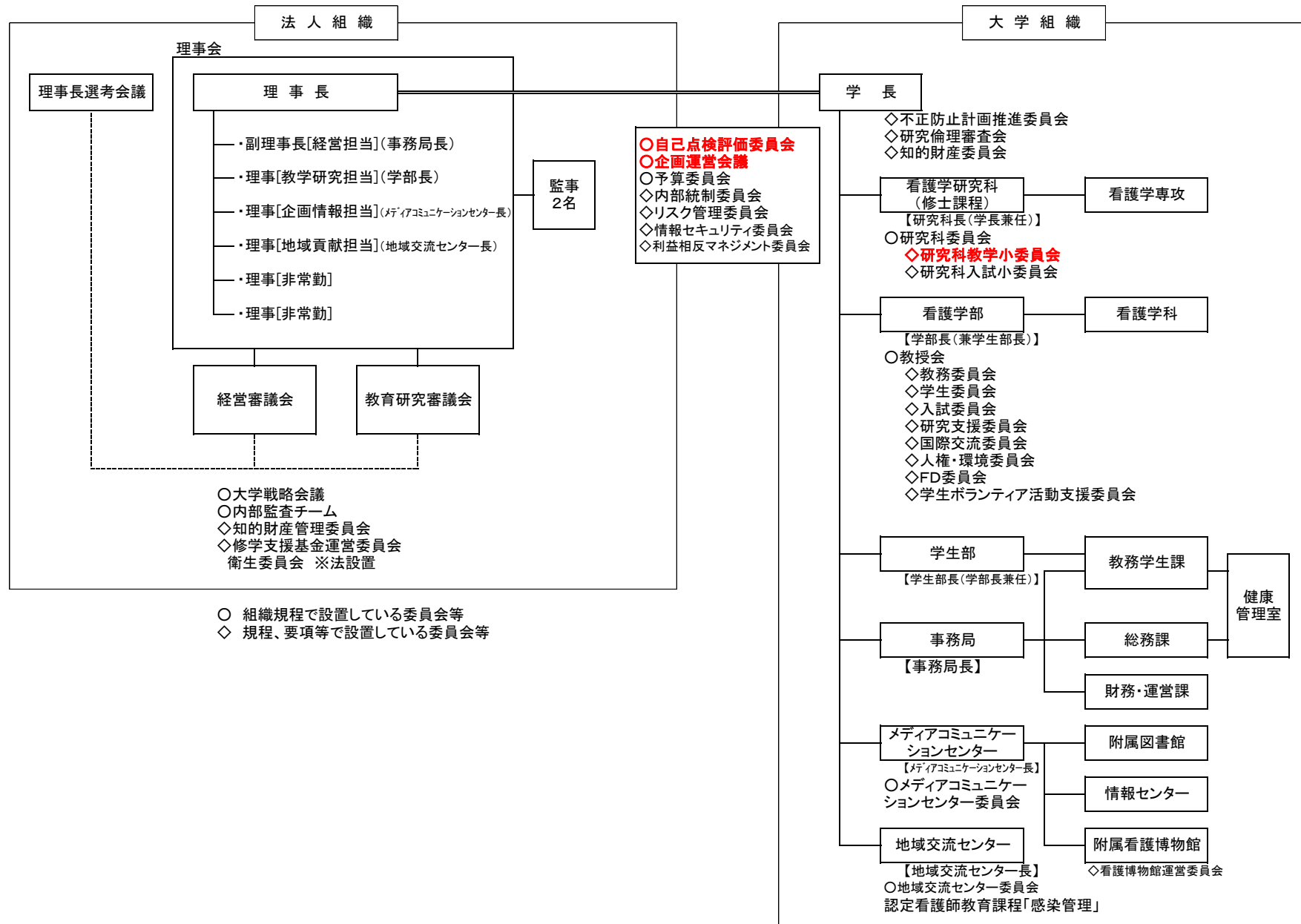
附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

公立大学法人三重県立看護大学 組織図

【資料1-3】

2023年4月1日現在



記入日：

学 年： 入学時・（ 年次）・修了時

学生氏名：

指導教員氏名：

- *学修成果ルーブリックは、ディプロマポリシー（DP）に示す能力が修得できたかを確認するための指標です。
- *年度末に自己評価してみましょう。
- *下記の各DPにおける評価基準の該当する欄に○を付けてください。
- *ルーブリック評価は、成績や単位認定には一切影響しません。大学の教育課程の点検・評価に活用させていただきます。

DP1.多様化・複雑化・高度化する看護ニーズを的確に捉えるための看護学の高度な専門的知識を修得している。

DP2.豊かな人間性と高い倫理観を基盤としたリーダーシップやマネジメント力を修得している

DP3.地域の特性や変化する社会のニーズを的確に捉え、現場の様々な課題について探求する能力を修得している

DP4.看護教育者あるいは看護実践者としての基礎的な教育能力を修得している

DP	到達目標	評価基準			該当せず
		A(優)	B(良)	C(可)	
1	高度な専門的知識	多様化・複雑化・高度化する看護ニーズを的確に捉えるための看護学の高度な専門的知識を修得している。	多様化・複雑化・高度化する看護ニーズを的確に捉えるための看護学の専門的知識を修得している。	多様化・複雑化・高度化する看護ニーズを的確に捉えるための看護学の基本となる知識を修得している。	
2	リーダーシップ	様々な事象の目的・目標およびそれに沿った自らの考えを表現することによって、他者に影響を与えることができる。	様々な事象の目的・目標およびそれに沿った自らの考えを（他者に分かりやすく）伝えることができる。	様々な事象の目的・目標およびそれに沿った自らの考えを述べるができる。	
3	課題探求	分析的思考・概念的思考を展開して現状を捉え、組織の質改善に取り組むことができる。	分析的思考で現状を捉え、組織の質改善に取り組むことができる。	分析的思考で現状を捉え、組織の課題・問題解決に取り組むことができる。	
4	基礎的な教育能力	地域の特性や変化する社会のニーズを的確に捉え、現場の様々な課題について探求する能力を修得している。	地域の特性や変化する社会のニーズを的確に捉え、現場の様々な課題を見出すことができる。（見出す能力を修得している。）	地域の特性や変化する社会のニーズを的確に捉えることができる。（捉える能力を修得している。）	
		自身の教育役割を理解し、対象者（学習者）に即した教育活動を計画し、実践することができる。	自身の教育役割を理解し、対象者（学習者）に即した教育活動を計画することができる。	教育の対象者（学習者）に対する教育に携わる者の役割を理解できる。	

*リーダーシップ、マネジメント力、教育能力は、ゼミ・演習や研究活動の場を通して評価する

自由記載（自己評価の振り返り）

記入日：

学 年： 入学時・（ 年次）・修了時

学生氏名：

指導教員氏名：

*学修成果ルーブリックは、ディプロマポリシー（DP）に示す能力が修得できたかを確認するための指標です。

*年度末に自己評価してみましょう。

*下記の各DPにおける評価基準の該当する欄に○を付けてください。

*ルーブリック評価は、成績や単位認定には一切影響しません。大学の教育課程の点検・評価に活用させていただきます。

修士論文コース修了者

DP5. 看護学の発展に寄与するための研究能力を修得している。

論文作成の進行状況により、該当する到達目標を指導教員と相談して決定し、それらの到達目標について評価する。

DP	到達目標	評価基準			該当せず
		A(優)	B(良)	C(可)	
5	1. 研究課題の設定	国内外の文献を十分に検討し、看護学に関する研究課題を設定することができる。	十分な文献検討によって看護学に関する研究課題を設定することができる。	複数の文献検討によって看護学に関する研究課題を設定することができる。	
	2. 研究方法の選択	研究目的に最も整合する適切な研究方法を選択することができる。	研究目的に整合する適切な研究方法を選択することができる。	研究目的に応じた一般的な研究方法を選択することができる。	
	3. 研究における倫理的配慮	研究を遂行する全過程で倫理的配慮を行うことができる。	研究方法に応じた倫理的配慮について記述することができる。	研究における倫理的配慮を述べることができる。	
	4. データの分析	収集したデータ等を適切に分析し、明確に結論を述べることができる。	収集したデータ等を適切に分析し、結論を記述することができる。	収集したデータ等を分析し、結論を記述することができる。	
	5. 論文作成	論旨が明確かつ論理的で一貫性のある研究論文を執筆できる。	論旨が明確で一貫性のある研究論文を執筆できる。	論旨に一貫性のある研究論文を執筆できる。	
	6. 成果の発表	研究で得られた成果を修士論文発表会等（研究会や学会も含む）で発表し、研究課題を深めるためのディスカッションをすることができる。	研究で得られた成果を修士論文発表会等（研究会や学会も含む）で発表し、質疑に対応することができる。	研究で得られた成果を修士論文発表会等（研究会や学会も含む）で発表することができる。	

自由記載（自己評価の振り返り）

【参考】特定課題論文の審査基準

	到達目標	評価基準			該当せず
		A(優)	B(良)	C(可)	
	1. 課題の設定	国内外の文献を十分に検討し、看護実践や看護教育における技術・知識の発展につながる課題を設定することができる。	十分な文献検討によって看護実践や看護教育における技術・知識の発展につながる課題を設定することができる。	複数の文献検討によって看護実践や看護教育における技術・知識の発展につながる課題を設定することができる。	
	2. 課題に整合する方法	課題に最も整合する適切な研究方法を選択することができる。	課題に整合する適切な研究方法を選択することができる。	課題に応じた一般的な研究方法を選択することができる。	
	3. 研究における倫理的配慮	研究を遂行する全過程で倫理的配慮を行うことができる。	研究方法に応じた倫理的配慮について記述することができる。	研究における倫理的配慮を述べることができる。	
	4. 論文作成	論旨が明確かつ一貫性のある研究論文を執筆できる。	論旨が明確または、一貫性のある研究論文を執筆できる。	論旨が一貫性のある研究論文を執筆するために必要な知識を述べることができる。	
	5. 成果の発表	研究で得られた成果を修士論文発表会等（研究会や学会も含む）で発表し、研究課題を深めるためのディスカッションをすることができる。	研究で得られた成果を修士論文発表会等（研究会や学会も含む）で発表し、質疑に対応することができる。	研究で得られた成果を修士論文発表会等（研究会や学会も含む）で発表することができる。	

自由記載（自己評価の振り返り）

記入日：

学 年： 入学時・（ 年次）・修了時

学生氏名：

指導教員氏名：

*学修成果ルーブリックは、ディプロマポリシー（DP）に示す能力が修得できたかを確認するための指標です。

*年度末に自己評価してみましょう。

*下記の各DPにおける評価基準の該当する欄に○を付けてください。

*ルーブリック評価は、成績や単位認定には一切影響しません。大学の教育課程の点検・評価に活用させていただきます。

臨地教育者コース修了者

DP 6、看護実践の場における看護専門職者や看護学生に対する教育能力を修得している。

DP	到達目標	評価基準			該当せず
		A(優)	B(良)	C(可)	
6	1. 看護実践 ※専攻分野における看護実践	（個人、家族及び集団を対象に）看護職者の模範となる優れた看護を実践できる。	（個人、家族及び集団を対象に）看護職者の模範となる個別性の高い看護を実践できる。	（個人、家族及び集団を対象に）個別性の高い看護を実践できる。	
	2. 教育活動	看護職者や看護学生を対象に、自立して教育活動を展開することができる。	看護職者や看護学生を対象に、指導・助言を得ながら、概ね自立して教育活動を展開することができる。	看護職者や看護学生を対象に、指導・助言を必要とするが、教育活動を展開することができる。	
	3. 教育活動評価	適切な評価指標を用いて自身の教育活動を評価することができる。	何らかの評価指標を用いて自身の教育活動を評価することができる。	教育活動を評価するための評価指標を活用することができる。	
	4. 連携／調整 ※看護部門との連携 ※教育機関との連携	教育活動を円滑に行うために、看護部門や教育機関と連携し、必要時には自らの判断で調整役割を担うことができる。	教育活動を円滑に行うために、看護部門や教育機関と連携し、求めに応じて調整の役割を担うことができる。	教育活動を円滑に行うために、看護部門や教育機関と連携することができる。	
	5. 教育企画	臨地教育者として組織の教育計画の立案に参画し、全部署の教育計画に携わることができる。	組織の教育計画に基づき、所属部署の教育計画を立案できる。	組織の教育計画に基づき、指導・助言を必要とするが、属部署の教育計画を立案できる。	
	6. 研究	概ね自立して、専門知識及び教育力の向上並びに開発を図るために実践の場における研究活動を行うことができる。	指導・助言を得ながら、概ね自立して専門知識及び教育力の向上並びに開発を図るために実践の場における研究活動を行うことができる。	指導・助言を必要とするが、専門知識及び教育力の向上並びに開発を図るために実践の場における研究活動を行うことができる。	

自由記載（自己評価の振り返り）

記入日：

学 年： 入学時・（ 年次）・修了時

学生氏名：

指導教員氏名：

*学修成果ルーブリックは、ディプロマポリシー (DP)に示す能力が修得できたかを確認するための指標です。
*年度末に自己評価してみましょう。
*下記の各DPにおける評価基準の該当する欄に○を付けてください。
*ルーブリック評価は、成績や単位認定には一切影響しません。大学の教育課程の点検・評価に活用させていただきます。

専門看護師コース修了者

DP7. 看護学の特定分野における卓越した看護実践能力を修得している。

DP	到達目標	評価基準			該当せず
		A(優)	B(良)	C(可)	
7	1.実践	個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践することができる。	指導・助言を得ながら、概ね自立して個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践できる。	指導・助言を必要とするが、個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践できる。	
	2.相談	看護者を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行うことができる。	指導・助言を得ながら、概ね自立して看護者を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行うことができる。	指導・助言を必要とするが、看護者を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行うことができる。	
	3.調整	必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々の間のコーディネーションを行うことができる。	指導・助言を得ながら、概ね自立して必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々の間のコーディネーションを行うことができる。	指導・助言を必要とするが、必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々の間のコーディネーションを行うことができる。	
	4.倫理調整	個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決を図ることができる。	指導・助言を得ながら、概ね自立して個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決を図ることができる。	指導・助言を必要とするが、個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決を図ることができる。	
	5.教育	看護者に対しケアを向上させるため教育的役割を果たすことができる。	指導・助言を得ながら、概ね自立して看護者に対しケアを向上させるため教育的役割を果たすことができる。	指導・助言を必要とするが、看護者に対しケアを向上させるため教育的役割を果たすことができる。	
	6.研究	専門知識及び技術の向上並びに開発を図るために実践の場における研究活動を行うことができる。	指導・助言を得ながら、概ね自立して専門知識及び技術の向上並びに開発を図るために実践の場における研究活動を行うことができる。	指導・助言を必要とするが、専門知識及び技術の向上並びに開発を図るために実践の場における研究活動を行うことができる。	

自由記載（自己評価の振り返り）

研究科教学小委員会 活動方針・内容（関連部分抜粋）

令和2年度

● 年度計画と担当委員会

公正な成績評価の実施：研究科教学小委員会＞

第2期中期計画

学生に対して学修目標や成績評価基準を明確に示し、シラバスやホームページ等で公表するとともに、厳正な学位授与のための学位授与方針や審査基準に関して不断に評価し、改善を図る。

令和2年度計画

- ・「学位論文審査基準」に基づき、学位論文審査及び最終試験を適切に実施する。
- ・ディプロマ・ポリシーの到達度を測定する手法を検討する。

■ 活動内容

- ・DPの到達度を測定する手法や尺度等の情報を収集し、委員会で検討。今年度中に取りまとめる。

令和3年度

● 年度計画と担当委員会

＜公正な成績評価の実施：研究科教学小委員会＞

第3期中期計画

ディプロマポリシーに基づき、学修目標や成績評価基準を学生に明確に示し、シラバスやホームページ等で公表するとともに、基準を点検・評価しつつ、厳正に単位認定を行います。

令和3年度計画

- ・「学位論文審査基準」に基づき、学位論文審査及び最終試験を適切に実施する。
- ・ルーブリック評価表を活用し、ディプロマポリシーへの到達度を測定する。

■ 活動内容

- ・ルーブリック評価表を完成し、運用を開始する。

令和4年度

● 年度計画と担当委員会

＜公正な成績評価の実施：研究科教学小委員会＞

第3期中期計画

ディプロマポリシーに基づき、学修目標や成績評価基準を学生に明確に示し、シラバスやホームページ等で公表するとともに、基準を点検・評価しつつ、厳正に単位認定を行います。

令和4年度計画

- ・「学位論文審査基準」に基づき、学位論文審査及び最終試験を適切に実施する。
- ・ルーブリック評価を本格的に運用する。

■ 活動内容

- ・「学位論文審査基準」に基づき、学位論文審査及び最終試験の実施状況を把握する。
- ・ルーブリック評価を実施するとともに、運用方法等の改善を行う。

令和5年度

● 年度計画と担当委員会

＜公正な成績評価の実施：研究科教学小委員会＞

第3期中期計画

ディプロマポリシーに基づき、学修目標や成績評価基準を学生に明確に示し、シラバスやホームページ等で公表するとともに、基準を点検・評価しつつ、厳正に単位認定を行います。

令和4年度計画

- ・学習成果ルーブリック評価（修正版）を運用し、大学院生に対してディプロマポリシーの到達度を測り、カリキュラムを評価する。

■ 活動内容

- ・「学位論文審査基準」に基づき、学位論文審査及び最終試験の実施状況を把握する。
- ・学習成果ルーブリック評価を実施するとともに、運用方法等の改善を行う。

研究科教学小委員会 議事録 （関連部分抜粋）

令和2年度

第1回：令和2年4月15日（水）10：40～ 小会議室

【審議事項】

1. 令和2年度研究科教学小委員会の活動方針について

資料のとおり、小委員会で今年度に取り組む活動の方針、年度計画及び内容について確認した。特に今年度は、令和元年度受審の認証評価指導事項である、「ディプロマ・ポリシーの到達度を測定する手法」についての検討を進める。（3年後が改善報告期限）令和3年度修了生から適用予定。

大学院のFD研修会については、延期となった3月の内容にて、日程を調整していくこととした。

令和2年度前期学位（修士）授与審査日程（資料1-3）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、日程の延長を行う。（別途小委員長が変更案作成のうえ、持ち回り審議とする）

第3回：令和2年6月24日（水）13：00～ 小会議室

【審議事項】

（3）ディプロマ・ポリシーと学修成果の測定について

愛媛大学教育学研究科の研究・ルーブリックを参考に、ディプロマ・ポリシーを科目ごとに作成していく案が出された。

第5回：令和2年8月19日（水）10：40～ 小会議室

【審議事項】

7. ディプロマ・ポリシーと学修成果の測定について

ディプロマ・ポリシーの学修成果の測定について、ディプロマ・ポリシー毎のルーブリック評価表案について委員長から説明がなされた。教員と院生が評価しやすいよう、評価基準を検討するべきではないかという意見が出された。

第9回：令和2年12月16日（水）10：40～ 小会議室

【審議事項】

3 ディプロマ・ポリシーと学修成果の測定について

委員長より、学修成果ルーブリックについて説明がなされた。評価基準内容については、委員より意見を求めることとし、継続審議することとした。

第11回：令和3年1月27日（水）10：40～ 小会議室

【審議事項】

5 ディプロマ・ポリシーと学修成果の測定について【資料5】

学修成果ルーブリックについて承認。これまでの意見を踏まえて修正のうえ、今年度修了生を対象に試行予定

第13回：令和3年3月24日（水）10：40～ 小会議室

【報告事項】

（5）大学院学修成果ルーブリックについて

委員長から、教員評価と学生評価に大きな違いはなかったことが報告された。どのような視点で評価すればよいか分かりにくい項目があるという意見があったため、ルーブリックの様式に注意書きを追記することが説明された。各評価項目については、継続して審議することとした。また、ルーブリックによる教育効果を得るためには、入学時、1年次終了時及び修了時に評価する必要があるとの意見が出された。

令和3年度

第1回：令和3年4月12日（月）9：00～ 小会議室

【審議事項】

1. 令和3年度研究科教学小委員会の活動方針等について

資料のとおり、小委員会で今年度に取り組む活動の方針、年度計画及び内容について確認した。

教育課程・教育方法・内容の充実については、活動内容として学生からの授業評価を受ける際に、ライブ配信等の遠隔授業についての意見も募ることとした。**公正な成績評価の実施については、活動内容としてルーブリック評価表を完成し、運用を開始することとした。**大学院のFD研修会については、令和2年3月に予定していた研修会の内容を再度確認し、日程を調整していくこととした。

3. 大学院学修成果ルーブリックについて

案について以下の点を修正し、継続審議することとした。

- ・ 臨地教育者コースのDP6の評価項目としている「教育能力」については、教育活動の計画立案、実施、評価の3項目に分割する。
- ・ 臨地教育者コース及び専門看護師コースに特定課題論文の審査基準を用いたりサーチ・ルーブリックを追加

第2回：令和3年5月19日（水）10：40～ 小会議室

【審議事項】

4. 大学院学修成果ルーブリックについて【資料4】

資料について確認し、評価方法について、大学院生の自己評価の時期を「入学時・各学年の年度末・修了時」とすることとした。また、入学時は自己評価が難しいことから、大学院生にDPや学習成果ルーブリックについての説明を行ってはどうかという意見や、教員の評価を最終試験結果判定後とし、主任指導教員が学生と一緒に評価してはどうかという意見が挙げられた。

第10回：令和3年12月15日（水）10：40～ 小会議室

【報告事項】

2. その他

来年度、大学院でもWebClass（eポートフォリオ）の導入が可能であれば、ルーブリック評価をWebClassで実施することが提案され、可能であれば、実施することとした。

第14回：令和4年3月23日（水）10：40～ 小会議室

【報告事項】

3. 大学院学修成果ルーブリックについて【資料7】

令和3年度後期修了生から運用を開始した学修成果ルーブリック評価について、資料に基づき結果が報告された。

令和4年度

第1回：令和4年4月20日（水）10：40～ 小会議室

【審議事項】

1. 令和4年度研究科教学小委員会の活動方針について

資料のとおり、年度計画及び活動方針について確認された。

学修成果ルーブリック評価について、今年度から本格的に運用を開始したところであるが、以下のとおり評価の目的や運用等について委員から意見が挙げられ、早期に見直しを行うこととした。

＜委員からの意見＞

- ・評価の仕方（教員と院生が一緒に評価を行うのか、そうでないのか）を統一すべき。
- ・何を評価しているかを明確にすべき。

ディプロマ・ポリシーに沿った教育ができているかを、教員と院生が評価するものか。

または、院生が修了時にディプロマ・ポリシーに定める姿勢・能力を身につけられているかを測定するため、各学年の各時期に評価を行うものか。

第2回：令和4年5月18日（水）10：40～ 小会議室

【報告事項】

1. 大学院学修成果ルーブリック評価結果について

4月に実施した学修成果ルーブリック評価の結果について報告され、委員から運用等についての意見が挙げられた。

今後、主任指導教員の先生方からの意見も聞き、運用等の課題について検討していくこととした。

＜意見＞

- ・評価を実施するのであれば、例えば、院生個別、学年の平均値、年度の平均値などで経年的に結果を比較する必要がある。
- ・修了時だけでなく、各学年で実施することで、院生が最終的な到達目標に対する自身の位置を確認できるのはよい。
- ・ルーブリックは、評価するというよりは学生がどこを到達目標とするかを示すものではないか。
- ・修了時に DP に示す能力が修得できたかを測る評価基準であるため、入学時や各学年度末に評価を実施する場合の方法等については検討する必要がある。

第3回：令和4年6月22日（水）10：40～ 小会議室

【審議事項】

4. 大学院学修成果ルーブリック評価について

前回に引き続き、運用等について検討を行った。

今後、運用等の見直しを行っていくにあたり、在学生及び主任指導教員にアンケートを実施することとした。内容については案のとおりとし、方法についてはフォームズで実施することとした。

第4回：令和4年7月6日（水）10：40～ 小会議室

【その他】

・大学院学修成果ルーブリック評価について

主任指導教員及び院生にアンケートを実施しているところであり、結果を受けて、次回以降の会議で検討していく予定である旨報告された。

第5回：令和4年8月24日（水）10：40～ 小会議室

【その他】

1. 大学院学修成果ルーブリック評価について

学修成果ルーブリック評価に関するアンケート（7月に主任指導教員及び大学院生を対象に実施）の結果について報告された。

検討事項については、今年度末の評価に間に合うよう修正していくこととした。

<結果の概要>

・評価の時期について

教員及び院生ともに、入学時に評価することは難しいといった意見が多かった。

・評価の基準について

修了時における到達度を評価する内容になっているため、研究前・途中である修了時以外の時期には、評価が難しいといった意見が多かった。

<今後の方向性>

・評価の時期について

入学時は評価ではなく、教員と大学院生との面談を通して修了時の到達目標を確認する方法で検討していく。

・評価の基準について

現行は、修了時の到達度を評価する内容になっているため、修了時以外の時期に実施する場合の評価項目について検討していく。

第7回：令和4年9月21日（水）10：40～ 小会議室

【その他】

1. 大学大学院学修成果ルーブリック評価について
次回以降、評価項目などの見直しを行っていく旨確認された。

第8回：令和4年10月19日（水）10：40～ 小会議室

【報告事項】

1. 大学院学修成果ルーブリック評価結果について（前期修了生）
資料のとおり、前期修了生に対し実施した学修成果ルーブリック評価の結果について報告された。結果としては、概ね到達目標が達成できている旨確認された。

【その他】

3. 大学院学修成果ルーブリック評価について
次回の会議において、修正案を提示し検討していくこととした。

第9回：令和4年11月16日（水）10：40～ 小会議室

【その他】

1. 大学院学修成果ルーブリック評価について
7月に実施したアンケートの結果などから、入学時や各学年の年度末においても評価ができるようマイナーチェンジを行う方向で、資料を基に評価基準の内容等について検討を行った。
3コース共通の評価シートの評価基準の内容について、共通教育で学んだ成果を測れる内容に修正するなど、引き続き内容を見直していくこととした。

第12回：令和5年1月25日（水）10：40～ 小会議室

【その他】

1. 大学院学修成果ルーブリック評価について
見直しを行った箇所について確認され、別紙のとおり一部修正することとした。

第13回：令和5年2月22日（水）10：40～ 小会議室

【その他】

1. 大学院学修成果ルーブリック評価について
臨地教育者コース及びCNSコースにおける修正事項について確認され、企画運営会議に諮ることとした。

第14回：令和5年3月22日（水）10：40～ 小会議室

【その他】

1. 大学院学修成果ルーブリック評価について

前回会議後の企画運営会議において修正があった箇所について確認され、資料の内容で最終決定とすることとした。

次年度4月には、修正後の内容で在学生及び新入生を対象に評価を実施することとした。